

平成30年度病床配分に係る 整備計画の変更について

- 県では、平成30年に改定した千葉県保健医療計画に基づき、一般病床及び療養病床の不足が生じた千葉、東葛南部及び東葛北部医療圏で病床配分を実施しました。
- このたび、平成30年度に75床の配分を受けた医療法人社団紺整会船橋整形外科病院(船橋市)から、既存の敷地内での整備が困難であることが判明したため整備計画を変更する旨、要望がありましたので報告します。

【問合せ先】医療整備課医療指導班 電話:043-223-3884 Mail:iryoub@ mz.pref.chiba.lg.jp

内容変更の理由書の届出のあった個票

保健医療圏	東葛南部		
開設(予定)者	医療法人社団紺整会 理事長 道永幸治 船橋市飯山満町1-833		
病院の名称及び 予定地	船橋整形外科病院 千葉県船橋市飯山満町1-839-1,1-840-1,1-841-1、845番、844番2		
配分病床数	一般病床75床(うち15床は既存病院にて増床済)		
変更事項	病院の計画地		
変更理由	<p>病院1階部分にある管理部門(総務部・人事部 経理部)、医局(理事長室・副院長室)、会議室等を既存病院外へ移設し、その1階のスペースへ現在3階に配置されている手術室7室及び手術部門関連を移設。手術室移設後の3階部分に60床を増床する予定でありました。しかし病院外に管理部門棟建設を予定していた土地について、建設コンサルタントを交えて検討しましたが、船橋市の建築条例による道路幅が確保できず、議論を重ねた結果、増床を実現するために病院自体の近隣への移転を検討し、現行の計画変更に至りました。</p> <p>※現在の敷地から東に約250メートル程度移転するものです。</p>		
変更概要		新	旧
	(1)病院の計画地	船橋市飯山満町1丁目839番地1他	船橋市飯山満町1丁目833番地他
	(2)開設予定年月	令和6年1月	令和3年6月
	(3)当初計画地と比較 しての有利・不利点	<p>有利点</p> <p>①現在の建物は老朽化しており、新規開設により今後のメンテナンス費用を削減可能</p> <p>②老朽化した設備の更新費用を削減可能</p> <p>③上記①、②及び大規模改修を実施する長期間の入院制限等が必要となるが、新規開設であれば継続的な入院が可能</p> <p>④新しい構造・設備となり、適切な感染対策・リスク管理が可能</p> <p>不利点</p> <p>①建築費の支出</p> <p>②既存病院跡地の使用用途の検討(駐車場として活用予定)</p>	
備考	<p>船橋市の意見:船橋市の地域医療体制の確保において有効な増床計画であり、既存建物の長期利用は困難と判断し、移転建て替えを伴う整備内容へ変更したこの度の増床計画変更については妥当と考える。</p> <p>船橋市医師会の意見:運動器に特化したリハビリテーション専門の回復期施設が多くない東葛南部地域において、長年運動器リハビリテーションの向上に努めてきた船橋整形外科病院の166床の病院の新規建築、移転は整形外科分野の充実に寄与する。</p>		